

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4
氏 名 株式会社 北海道エコシス
代表取締役 鍛 治 彰 男 様

令和 7 年 2 月 3 日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に
関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

事 業 の 範 囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物・ 浄化槽汚泥
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称		帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4 株式会社 北海道エコシス
許 可 期 間		令和 7 年 2 月 2 0 日から 令和 9 年 2 月 1 9 日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許 可 条 件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 番地 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 帯広市西 1 8 条北 3 丁目 1 3 番地 1 十勝圏複合事務組合 十勝川浄化センター
	そ の 他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

令和 7 年 2 月 6 日

芽室町長 手 島

